

■ 給与計算システムをご利用のユーザー様へのお知らせになります。 ■

平成 23 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

☆平成 23 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率が、平成 23 年 9 月分（同年 10 月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は 0.248%）引き上げられました。

改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 23 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 24 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

なお、厚生年金保険料については全国一律の保険料率になります。

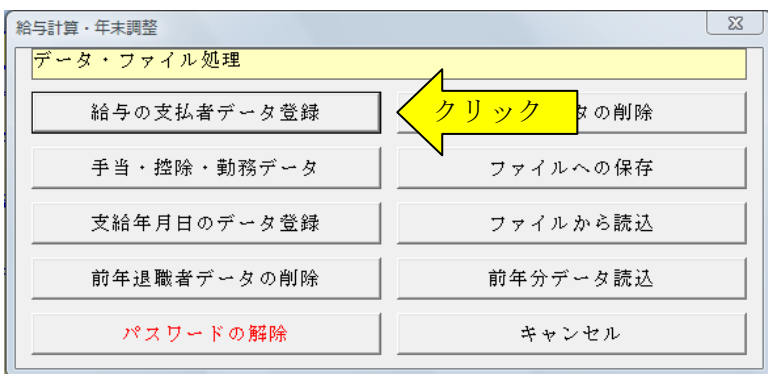
厚生年金保険料 一般 全額 16.412 折半額 8.206

「平成 23 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料の保険料額表」は下記のサイトでご確認ください。

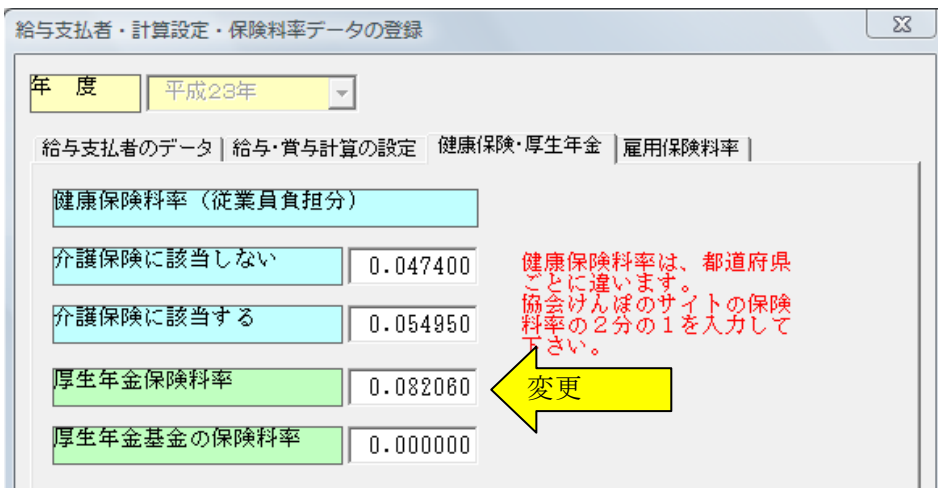
<http://www.nenkin.go.jp/main/employer/index6.html>

システムの修正手順について

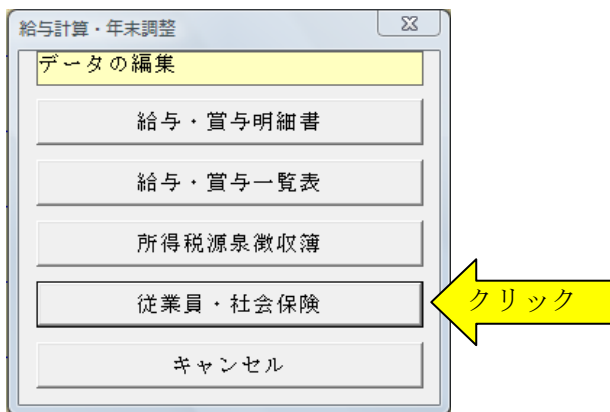
- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



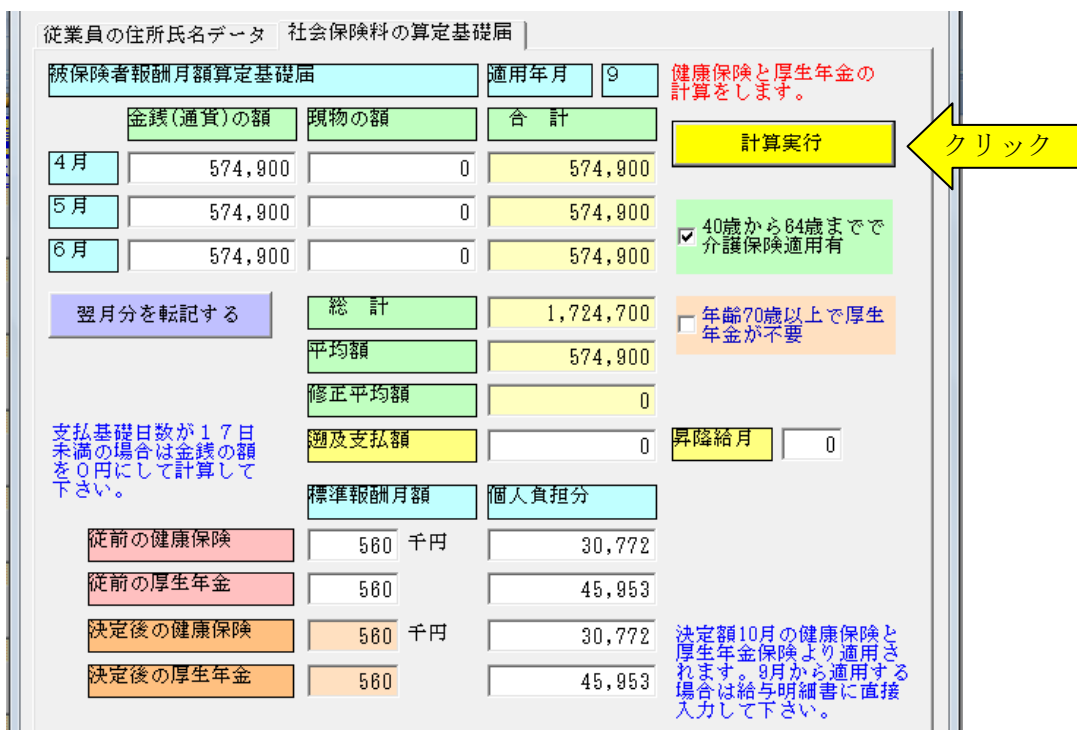
- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「厚生年金保険料率」の保険料率「0.080290」を「0.0820600」に変更します。



4 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



5 「社会保険料の算定基礎届」の「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の保険料を変更します。



### <ご注意>

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の厚生年金保険料を変更した場合には、「平成23年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料の保険料額表」で確認して下さい。

## 平成 23 年 3 月(4 月納付分)からの健康保険料について

### ☆平成 23 年 3 月分 (4 月納付分) からの健康保険料について

全国健康保険協会（協会けんぽ）の平成 23 年度の都道府県別の保険料率が改正されました。

都道府県別の保険料については、一般の被保険者は平成 23 年 5 月 2 日に納付する保険料（3 月分）以降、全国平均で現在の 9.34%から 9.50%へ上がります。

また、40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）に対する介護保険料についても、1.50%から 1.51%へ上がります。

都道府県別の保険料率は、3 月分の保険料（一般の被保険者については 4 月納付分）からとなります。都道府県別の保険料率は全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトでご確認ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120,674.html>

全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトから、お住まいの都道府県ごとの健康保険の保険料率を確認してください。

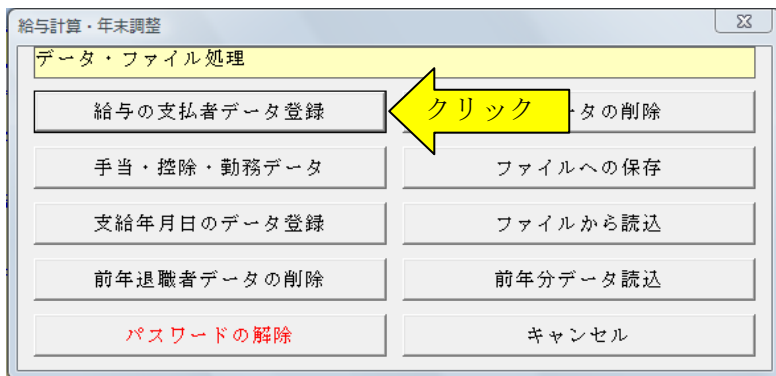
この例では東京都の計算をしています。  
お手数ですが全額から折半額の計算をお願いいたします。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.48% 折半額 4.74%  
健康保険料 介護保険あり 全額 10.99% 折半額 5.495%

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）				
等級	月額	日額	円以上	円未満	介護保険第 2 号被保険者に該当しない場合		介護保険第 2 号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員	
					9.48%		10.99%		16.058%※		16.696%※	
					全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930	~	63,000	5,498.4	2,749.2	6,374.2	3,187.1				
2	68,000	2,270	63,000	~ 73,000	6,446.4	3,223.2	7,473.2	3,736.6				
3	78,000	2,600	73,000	~ 83,000	7,394.4	3,697.2	8,572.2	4,286.1				
4	88,000	2,930	83,000	~ 93,000	8,342.4	4,171.2	9,671.2	4,835.6				
5(1)	98,000	3,270	93,000	~ 101,000	9,290.4	4,645.2	10,770.2	5,385.1	15,736.84	7,868.42	16,362.08	8,181.04
6(2)	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	9,859.2	4,929.6	11,429.6	5,714.8	16,700.32	8,350.16	17,363.84	8,681.92
7(3)	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	10,428.0	5,214.0	12,089.0	6,044.5	17,663.80	8,831.90	18,365.60	9,182.80
8(4)	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	11,186.4	5,593.2	12,968.2	6,484.1	18,948.44	9,474.22	19,701.28	9,850.64
9(5)	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	11,944.8	5,972.4	13,847.4	6,923.7	20,233.08	10,116.54	21,036.96	10,518.48
10(6)	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	12,703.2	6,351.6	14,726.6	7,363.3	21,517.72	10,758.86	22,372.64	11,186.32
11(7)	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	13,461.6	6,730.8	15,605.8	7,802.9	22,802.36	11,401.18	23,708.32	11,854.16
12(8)	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	14,220.0	7,110.0	16,485.0	8,242.5	24,087.00	12,043.50	25,044.00	12,522.00

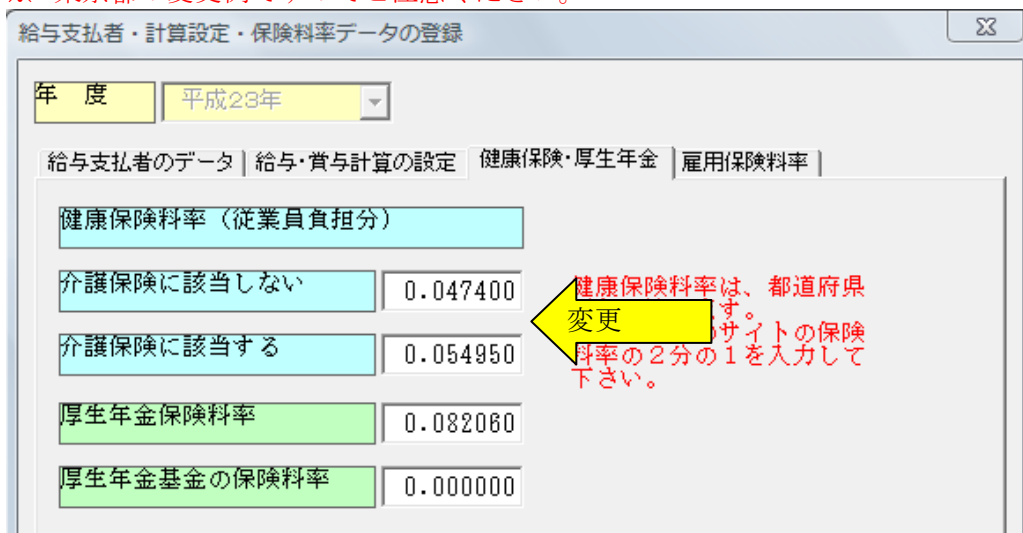
## システムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。

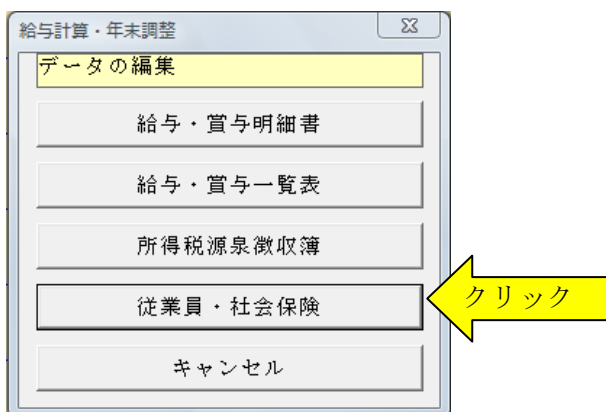


- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率の「0.046600」を「0.047400」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率の「0.054100」を「0.054950」に変更して下さい。

※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。



- 5 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



6 「計算実行」 ボタンをクリックしての個人負担分の保険料を変更します。

従業員住所氏名データ | 社会保険料の算定基礎届

被保険者報酬月額算定基礎届 適用年月 9 健康保険と厚生年金の計算をします。

月	金銭(通貨)の額	現物の額	合計
4月	574,900	0	574,900
5月	574,900	0	574,900
6月	574,900	0	574,900

計算実行 **クリック**

40歳から64歳までで介護保険適用有  
 年齢70歳以上で厚生年金が不要

翌月分を転記する

総計	1,724,700
平均額	574,900
修正平均額	0
遡及支払額	0

昇降給月 0

支払基礎日数が17日未満の場合は金銭の額を0円にして計算して下さい。

標準報酬月額	個人負担分
従前の健康保険 560 千円	30,772
従前の厚生年金 560	45,953
決定後の健康保険 560 千円	30,772
決定後の厚生年金 560	45,953

決定額10月の健康保険と厚生年金保険より適用されます。9月から適用する場合は給与明細書に直接入力して下さい。

<ご注意>

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」 ボタンから役員と従業員の方の健康保険料を変更した場合は、「平成 23 年 3 月分(4 月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。

## 平成 22 年 4 月分からの雇用保険料について

### ☆平成 22 年 4 月分からの雇用保険料について

雇用保険法の改正により、平成 22 年 4 月より雇用保険料率が引き上げられました。  
平成 22 年 4 月 1 日からの雇用保険料率は次のとおりです。

厚生労働省の「平成 22 年度の雇用保険料率」のサイトです。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken11/index.html>

一般の事業 雇用保険料率 15.5/1000 従業員負担 6/1000 事業主負担 9.5/1000

農林水産・ 雇用保険料率 17.5/1000 従業員負担 7/1000 事業主負担 10.5/1000  
清酒製造業

建設業 雇用保険料率 18.5/1000 従業員負担 7/1000 事業主負担 11.5/1000

## システムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。
- 2 「雇用保険料率」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「一般の事業」の雇用保険料率を「0.004000」から「0.006000」に、  
「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率を「0.005000」から「0.007000」に  
「土木・建設業」の雇用保険料率を「0.005000」から「0.007000」に変更します。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度 平成23年

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率

雇用保険の区分  一般の事業所  農林・水産・清酒業 土木・建設業

雇用保険料率 (従業員負担分)

一般の事業所	0.006000
農林・水産・清酒業	0.007000
土木・建設業	0.007000

### <ご注意>

給与明細書の「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。  
改正前の「給与明細書」を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると改正後の雇用保険料率で計算されますので注意してください。